国東市　企業立地促進条例

設備投資に対する助成金

工場・事業所の新設または増設をお考えの事業者の皆さまへ



対象となる業種

製造業　情報サービス業　旅館・ホテル　航空運輸業　コールセンター業

※ 上記のほか、インターネット付随サービス業、電気業、ガス業、熱供給業、スポーツ施設提供業、道路貨物運送業、倉庫業、職業・教育支援施設、学校教育、学術・開発研究機関等も対象です

助成の要件

3つすべてを満たすことが必要です

1 設備投資額

2,700万円以上

事業用の建物・機械等への投資

2 新規雇用

3人以上

増設の場合は 1人以上

3 公害防止協定

締結・実施

市との協定に基づく取組
その他、税金の滞納がないこと

新規雇用従業者の条件 ： 常勤であること ／ 1年以上雇用されていること ／ 国東市民であること
（重要）事業所の従業員数が純増していることが条件です

※外国人の技能実習生や特定技能等は新規雇用従業員に該当しません

助成金の額

①～④を組み合わせて受けられます

1	設備投資額	× 20%
2	用地取得費	× 50%

①＋② の合計は 3,000万円 が上限（増設の場合は 1,000万円）

3	新規雇用従業者数	× 80万円　上限 1,500万円
4	事業所の家賃（3年間）	× 1／2　上限 300万円／年

お問い合わせ
国東市役所　観光・地域産業創造課　産業創出係　TEL 0978-72-5183

▶ 手続きの流れは 次ページ へ

設備投資に対する助成金

手続きの流れ

事業者が行う手続き　市が行う手続き

※ 提出期限に遅れると助成を受けられない場合があります。

1 表明書 の提出

事業者

事業所（工場等）の新設または増設について、市へ意思を表明します。

2 着手 → 完了 → 操業開始

事業者

表明日から 1年以内に着手 し、3年以内に操業 を開始してください。

3 指定立地企業 指定申請書 の提出

事業者

新設：操業開始から 6か月以内 ／ 増設：操業開始から 3か月以内 に提出。

4 指定立地企業として指定・通知書の発行

市

内容を審査のうえ、指定通知書を交付します。

指定通知書を受理した日から 1年を経過

※ この間に変更が生じた場合は、変更申請等を提出してください。

5 助成金 交付申請書 の提出

事業者

1年を経過した日から 30日以内 に提出します。

6 助成金の交付決定

市

新規雇用従業者が国東市民であること／1年以上雇用されていること／従業員総数の純増数 などを確認します。（※必要に応じて設備投資機材の現地確認を行います）

7 助成金 交付請求書 の提出

事業者

交付決定の内容にしたがって請求します。

8 助成金の交付

市

指定の口座へ助成金を振り込みます。

お問い合わせ　国東市役所 観光・地域産業創造課 産業創出係　TEL 0978-72-5183